

陸前高田市告示第112号

陸前高田市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和2年7月10日

陸前高田市長 戸羽 太



陸前高田市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、低所得のひとり親世帯に対して臨時特別的な給付措置として臨時特別給付金(以下「給付金」という。)を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2 給付金の支給の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者(給付金のうち支給しようとしている給付に相当するものの支給を既に他の都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。)とする。

- (1) 令和2年6月分の児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)による児童扶養手当(以下「児童扶養手当」という。)の支給を受けている者(その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。)
- (2) 令和2年6月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)のうち法第13条の2の規定により児童扶養手当の全部を支給しないこととされているもの(以下「法第13条の2支給停止者」という。)又は法第6条の認定を受けた場合は法第13条の2支給停止者となることが想定される者で平成30年の収入額について法第9条第1項又は法第9条の2第1項及び父又は母にあつては法第10条、養育者にあつては法第11条の要件を満たすもの(以下「公的年金給付等受給者」という。)
- (3) 申請時点において、令和2年6月分の児童扶養手当に係る法第6条の認定を受けていない受給資格者又は法第9条から第11条までの規定により児童扶養手当

の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、急変後1年間の収入見込額について前号の要件を満たすものその他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められるもの（以下「家計急変者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次に掲げる者のいずれかに該当する場合において、法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者に対して支給する。ただし、既に当該各号に掲げる者に対して給付金が支給されている場合は、この限りでない。

(1) 児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって、令和2年6月1日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）

(2) 公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であって、令和2年6月12日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）

(3) 家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した者

（給付金の支給）

第3 市長は、支給対象者に対して、5万円を1回に限り支給する。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうち1人以外の監護等児童につきそれぞれ3万円を加算した額とする。

2 児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申出があったものに対して、5万円を1回に限り支給する。

（児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給の申込み等）

第4 市長は、児童扶養手当受給者に対し、第3第1項の規定による給付（以下「基本給付」という。）の支給の申込みを行う。

2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けてから7日以内に、ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）受給拒否届出書（様式第1号）により基本給付の受給を拒否することができる。

3 市長は、前項に規定する期間内に届出がないときは、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、基本給付を支給する。

(児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給の方法)

第5 児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給は、市が把握する児童扶養手当の振込時における指定口座に振り込むものとする。この場合において、児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座の解約その他給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合は、児童扶養手当受給者は、第4第3項の規定による支給決定前までにひとり親世帯臨時特別給付金支給口座登録等届出書(様式第2号)により指定口座の変更を届け出るものとする。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請期間)

第6 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対して支給する基本給付に係る申請期間は、令和2年8月1日から令和3年2月28日までとする。

(基本給付申請者に係る申請及び支給の方法)

第7 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付の支給を受けようとする者(以下「基本給付申請者」という。)は、ひとり親世帯臨時特別給付金申請書(様式第3号。以下「基本給付申請書」という。)により申請を行う。この場合において、市長は、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該基本給付申請者の本人確認を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請の際、戸籍謄本(既に児童扶養手当の受給資格の確認を受けている場合を除く。)並びに簡易な収入額の申立書(様式第4号)及び給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該基本給付申請者が第2の要件を満たす者であるかについて確認を行うものとする。

3 第1項の規定による申請は、代理により行うことができる。

(児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対する追加給付に係る申請期間)

第8 児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対して支給する第3第2項の規定による給付(以下「追加給付」という。)に係る申請期間は、令和2年8月1日から令和3年2月28日までとする。

(追加給付申請者に係る申請の方法)

第9 児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対する追加給付の支給を受けようとする者(以下「追加給付申請者」という。)は、ひとり親世帯臨時特別給付金申請書(様式第5号。以下「追加給付申請書」という。)により申請を行う。

2 第7の規定は、前項の申請について準用する。

(基本給付申請者及び追加給付申請者に対する支給の決定及び支給の方法)

第10 市長は、第7第1項又は第9第1項の申請書を受理したときは、速やかに内容を確認し、支給を決定したときは陸前高田市ひとり親世帯臨時特別給付金交付決定通知書（様式第6号）により、不支給を決定したときは陸前高田市ひとり親世帯臨時特別給付金不支給決定通知書（様式第7号）により申請者に対し通知するものとする。

（給付金の支給等に関する周知）

第11 市長は、給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第12 市長が第11の周知を行ったにもかかわらず、基本給付申請者又は追加給付申請者から申請期限までに第7第1項又は第9第1項の申請が行われなかった場合は、当該基本給付申請者又は追加給付申請者が給付金の支給を受けることを拒否したものとみなす。

2 市長が第4第3項の規定による支給決定を行った後、第5の指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座）に給付金の支給手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約、変更等の事由により令和3年2月28日までに完了できない場合は、給付金は、支給しない。

3 市長が第10第1項の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により令和3年2月28日までに支給が完了できない場合は、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第13 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第14 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第15 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。